

兵庫県公報

令和2年6月18日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例（人事課）	2
○ 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例（大学課）	3
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（新産業課）	3
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（畜産課）	5
○ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例（環境整備課）	6
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局福利厚生課）	8

公布された法令のあらまし

●知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例（条例第24号）

地方自治法の一部改正に伴い、県は、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（(4)及び(5)に掲げる者にあつては、同令に規定する地方警務官の基準給与年額）に、次の(1)から(6)までに掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までの数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせることとした。

- (1) 知事 6
- (2) 副知事、教育長、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4
- (3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業若しくは病院事業の管理者 2
- (4) 警察本部長 2
- (5) 警察本部長以外の警察法に規定する地方警務官 1
- (6) 職員（(1)から(5)までに掲げる者を除く。） 1

●公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人は、当該公立大学法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の当該公立大学法人に対する損害賠償責任について、設立団体が条例で定めている場合には、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において特に必要と認めるときは、当該設立団体の長の承認を得て、その一部を免除することができる旨を公立大学法人の業務方法書で定めることができるものとされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）により厳しい状況にある本県の経済・雇用情勢について、新型コロナウイルス感染症の収束後の県内全域にわたる力強い回復を促し、より一層の産業の活性化及び新たな雇用の創出を実現させるため、産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）に基づく法人の事業税の不均一課税について見直しを行うこととした。
- 2 新型コロナウイルス感染症等の影響により、生産拠点の特定の国又は地域への集中による国内におけるサプライチェーンのぜい弱性が顕在化している状況を踏まえ、生産拠点の県内回帰によるサプライチェーンの強化又は再構築を目指す製造業等に対する条例に基づく法人の事業税及び不動産取得税の不均一課税について拡充を行うこととした。
- 3 条例に基づく土地に対する不動産取得税の不均一課税を受けるための要件のうち、立地促進事業家屋等の

建設に着手すべき期限について、新型コロナウイルス感染症等の影響をはじめ、災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、当該期限の延長をすることができるよう所要の整備を行うこととした。

- 4 六甲山などにある現在十分な活用がされていない保養所等の施設であった建物の敷地及びその周辺の地域について、地域の活性化に寄与する事業の集積を図る拠点地区の対象となる地区に含まれるものであることをより明確にするため、所要の整備を行うこととした。

●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 家畜伝染病予防法の一部改正により、家畜の伝染性疾患の名称が変更されたこと等に伴い、家畜検査手数料等について所要の整備を行うこととした。
- 2 家畜注射手数料について、所要経費等に配慮し、受益者負担及び公平の見地から、その適正化を図ることとした。

●産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（以下「産廃条例」という。）に定める土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。）の不適正な処理の防止に関する措置について、当該措置と同等以上の内容を規定する条例が神戸市において制定されることに伴い、当該措置に係る産廃条例の規定の同市の区域における適用関係を定めることとした。

●学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間の算定等に用いる利率について、所要の整備を行うこととした。

条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例をここに公布する。

令和2年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第24号

知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例

- 1 県は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（第4号及び第5号に掲げる者にあつては、同項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額）に、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

(1) 知事 6

(2) 副知事、教育長、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業若しくは病院事業の管理者 2

(4) 警察本部長 2

(5) 警察本部長以外の警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官 1

(6) 職員（前各号に掲げる者を除く。） 1

- 2 前項の規定は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、法第96条第1項第10号の規定による議会の議決を経て、免れさせることを妨げるものではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後の知事等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第25号

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例（平成25年兵庫県条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 兵庫県公立大学法人評価委員会（第3条—第8条）」

を

「第2章 兵庫県公立大学法人評価委員会（第3条—第8条）」

第3章 役員等の損害賠償責任の一部免除等（第8条の2）」

に、「第3章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に改める。

第1条中「第11条第4項」の右に「、第19条の2第4項」を加える。

第6章を第7章とし、第3章から第5章までを1章ずつ繰り下げ、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 役員等の損害賠償責任の一部免除等

第8条の2 法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる大学法人の役員又は会計監査人（次項において「役員等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 理事長又は副理事長 6

(2) 理事 4

(3) 監事又は会計監査人 2

2 法第19条の2第4項の規定による業務方法書の定めは、大学法人が、役員等の大学法人に対する損害を賠償する責任を、同条第2項の規定による知事の承認を得て、免除することを妨げるものではない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例第8条の2の規定は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項の規定による業務方法書の定めを設ける当該業務方法書の変更について同法第22条第1項の規定による知事の認可を受けた日以後の同条例第8条の2第1項に規定する役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第26号

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第17項」を「第2条第20項」に改め、同条第5号中「工場跡地等再生促進地区 工場」を「既存未利用地等再生促進地区 遊休業務施設（工場、保養施設）」に、「供されていない施設」を「供する施設で、現在使用されていないものをいう。第9条第2項において同じ。」に、「工場跡地等」を「この号及び第8条第1項において「既存未利用地等」に、「工場跡地等」を「既存未利用地等」に改め、同条第6

号中「工場跡地等再生促進地区」を「既存未利用地等再生促進地区」に改める。

第8条第1項の表1の項から3の項までの規定中「3分の1」を「2分の1」に改め、同表4の項中「工場跡地等再生促進地区」を「既存未利用地等再生促進地区」に、「工場跡地等」を「既存未利用地等」に、「3分の1」を「2分の1」に改め、同表5の項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同表7の項中「4分の1」を「3分の1」に改める。

第9条第1項中「立地促進事業等」を「当該立地促進事業等」に、「(立地促進事業施設)を(当該立地促進事業施設)に、()を含む土地の()の」に、「立地促進事業家屋」を「当該立地促進事業家屋」に、「土地を含む土地」を「土地」に改め、「1年」の右に「(当該立地促進事業家屋を建設しようとする者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年)」を加え、同条第2項中「工場跡地等再生促進地区」を「既存未利用地等再生促進地区」に改め、「(工場その他の業務の用に供する施設で現在使用されていないものをいう。)」及び「を含む土地」を削り、同条第3項中「を含む土地」を削る。

第10条中「立地促進事業等」を「当該立地促進事業等」に、「(促進地域内事業施設)を(当該促進地域内事業施設)に、()を含む土地の()の」に、「促進地域内事業家屋」を「当該促進地域内事業家屋」に、「土地を含む土地」を「土地」に改め、「1年」の右に「(当該促進地域内事業家屋を建設しようとする者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年)」を加える。

第11条中「工場跡地等再生促進地区」を「既存未利用地等再生促進地区」に、「立地促進事業等」を「当該立地促進事業等」に、「(本社機能施設)を(当該本社機能施設)に、()を含む土地の()の」に、「(本社機能家屋)を(当該本社機能家屋)に、「土地を含む土地」を「土地」に改め、「1年」の右に「(当該本社機能家屋を建設しようとする者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年)」を加え、「本社機能家屋」を「当該本社機能家屋」に改める。

附則第3項及び第4項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第5項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、「を含む土地」を削る。

附則第6項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の4項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る事業税の不均一課税の特例)

11 立地促進事業等であって、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対処するために行う次に掲げる事業で規則で定める要件を満たすものとして知事の認定を受けた事業(令和5年3月31日までに申請があったものに限る。以下この項及び次項において「サプライチェーン対策事業」という。)を開始した法人に対して課する当該サプライチェーン対策事業に係る事業税についての第8条の規定の適用については、同条第1項の表6の項中「2分の1」とあるのは「4分の3」と、同表7の項中「3分の1」とあるのは「2分の1」とする。

(1) 国外に有する生産施設において製造する製品又はこれに類する製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業

(2) 国内の生産施設の稼働に必要な製品で国外からの輸入に依存している製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業

(3) 医療機器、医薬品、医療用品その他県民の健康の保持及び増進を図るために必要な製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業

(新型コロナウイルス感染症等に係る不動産取得税の不均一課税の特例)

12 第9条第1項に規定する指定拠点地区(促進地域として指定された区域に限る。)内において新設され、又は増設されたサプライチェーン対策事業施設(サプライチェーン対策事業に係る施設であって、当該サプライチェーン対策事業の実施に著しく資するものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋又はその敷地である土地(当該サプライチェーン対策事業施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む。以下同じ。)の取得に係る不動産取得税についての同条の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「4分の3」とする。

13 第10条に規定する促進地域内において新設され、又は増設されたサプライチェーン対策事業施設の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税についての同条の規定の適用については、同条中「2分の1」とあるのは、「4分の3」とする。

14 第11条に規定する県の区域内において新設され、又は増設されたサプライチェーン対策事業施設の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税については、

同条、第12条第2項及び第13条の規定を準用する。この場合において、第11条中「、本社機能を担う事業所の移転又は新增設（規則で定める移転又は新增設に限る。）のために新設され」とあるのは「新設され」と、「立地促進事業等」とあるのは「サプライチェーン対策事業（附則第11項に規定するサプライチェーン対策事業をいい）」と、「当該立地促進事業等」とあるのは「当該サプライチェーン対策事業」と、「本社機能施設」とあるのは「サプライチェーン対策事業施設」と、「本社機能家屋」とあるのは「サプライチェーン対策事業家屋」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（附則第4項において「改正前の条例」という。）第2条第5号に規定する工場跡地等再生促進地区に係る同条第7号に規定する指定拠点地区は、この条例による改正後の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第5号に規定する既存未利用地等再生促進地区に係る同条第7号に規定する指定拠点地区とみなして、改正後の条例の規定を適用する。
- 3 改正後の条例第8条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例第5条第2項第2号に規定する立地促進事業等（以下この項において「立地促進事業等」という。）を開始する法人に対して課する当該立地促進事業等に係る事業税について適用し、施行日前に立地促進事業等を開始した法人に対して課する当該立地促進事業等に係る事業税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第9条第1項、第10条及び第11条の規定は、施行日以後の改正後の条例第9条第1項に規定する立地促進事業家屋の敷地である土地、改正後の条例第10条に規定する促進地域内事業家屋の敷地である土地及び改正後の条例第11条に規定する本社機能家屋の敷地である土地の取得に係る不動産取得税について適用し、施行日前の改正前の条例第9条第1項に規定する立地促進事業家屋の敷地である土地を含む土地、改正前の条例第10条に規定する促進地域内事業家屋の敷地である土地を含む土地及び改正前の条例第11条に規定する本社機能家屋の敷地である土地を含む土地（次項においてこれらを「旧立地促進事業家屋用地等」という。）の取得に係る不動産取得税については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、改正後の条例第9条第1項、第10条及び第11条の規定は、施行日の前日までに取得の日の翌日から起算して1年を経過していない旧立地促進事業家屋用地等の取得についても適用する。
- 6 改正後の条例附則第11項の規定は、施行日以後にサプライチェーン対策事業（同項に規定するサプライチェーン対策事業をいう。以下この項において同じ。）を開始する法人に対して課する当該サプライチェーン対策事業に係る事業税について適用する。
- 7 改正後の条例附則第12項から第14項までの規定は、施行日以後の改正後の条例附則第12項に規定するサプライチェーン対策事業施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税について適用する。

~~~~~

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県条例第27号

##### 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の27の部(1)の款中「ブルセラ病検査又は結核病検査」を「ブルセラ症検査又は結核検査」に改め、「みつばちの」を削り、同部(2)の款中「炭そ予防注射」を「炭疽予防注射」に、「豚コレラ予防注射」を「豚熱予防注射」に、「300円」を「250円」に改め、同部(3)の款中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改め、「みつばちの」を削り、「1ほう場」を「1蜂場」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4の27の部(1)の款の改正規定（「ブルセラ病検査又は結核病検査」を「ブルセラ症検査又は結核

検査」に改める部分に限る。) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和2年法律第16号)の施行の日

(2) 別表第4の27の部(3)の款の改正規定(「第31条第2項」を「第31条第3項」に改める部分に限る。) 令和3年4月1日



産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県条例第28号**

**産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例**

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(平成15年兵庫県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第41条中「又は特定物」を「若しくは特定物」に、「者若しくは」を「者又は」に、「が廃棄物処理法又は」を「について、廃棄物処理法若しくは」に改め、「以下」の右に「この条において」を加える。

第42条中「ついて」を「ついては」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前章の規定は、神戸市の区域については、適用しない。

第43条中「第4章及び第5章」を「前2章」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした神戸市の区域における産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(以下「産業廃棄物等条例」という。)第22条第2項若しくは第3項、第35条又は第36条第1項の規定による命令及び産業廃棄物等条例第34条の規定による勧告については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされた神戸市の区域における産業廃棄物等条例第23条又は第26条第1項の規定による許可の申請であつて、施行日前に許可をするかどうかの処分がされていないものの許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 4 神戸市の区域における産業廃棄物等条例第2条第5項に規定する特定事業(以下この項から附則第6項までにおいて「特定事業」という。)についての産業廃棄物等条例第26条第3項、第31条第2項、第32条第1項又は第33条第2項の規定による届出及び産業廃棄物等条例第29条又は第38条の規定による保存義務については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に行う同市の区域における特定事業については、この限りでない。
- 5 神戸市の区域における次に掲げる措置を講ずべき義務については、なお従前の例による。
  - (1) 施行日前に廃止した特定事業についての産業廃棄物等条例第31条第1項の規定による措置
  - (2) 施行日前に産業廃棄物等条例第36条第1項の規定により許可の取消しを受けた特定事業についての同条第2項の規定による措置
- 6 神戸市の区域における施行日前に完了した特定事業についての産業廃棄物等条例第32条第2項の規定による命令については、なお従前の例による。
- 7 施行日前にした神戸市の区域における産業廃棄物等条例第37条の規定による命令及び附則第5項各号に掲げる措置についての同条の規定による命令については、なお従前の例による。
- 8 附則第2項から前項までの場合における産業廃棄物等条例第39条及び第40条第1項並びにこの条例による改正後の産業廃棄物等条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第41条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|              |      |                                                                                                |
|--------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物等条例第39条 | この条例 | この条例及び産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例(令和2年兵庫県条例第28号。次条第1項及び第41条において「改正条例」という。)附則第2項から第7項までの規定 |
|--------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                 |           |                                    |
|-----------------|-----------|------------------------------------|
| 産業廃棄物等条例第40条第1項 | この条例      | この条例及び改正条例附則第2項から第7項までの規定          |
| 改正後の条例第41条      | 若しくはこの条例に | 、この条例若しくは改正条例附則第2項、第6項若しくは第7項の規定に  |
|                 | 若しくはこの条例の | 、この条例若しくは改正条例附則第2項、第4項、第6項若しくは第7項の |

9 この条例の施行前にした行為並びに附則第2項、第6項若しくは第7項の規定によりなお従前の例によることとされる附則第2項、第6項若しくは第7項に規定する命令又は附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する届出若しくは保存義務に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 附則第2項から前項まで及び附則第12項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

11 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表82の2の部を次のように改める。

82の2 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例等に基づく事務

| 事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 市町                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| (1) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(平成15年兵庫県条例第23号。以下この部において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>ア 条例第18条第1項の規定による届出の受理に関する事務<br>イ 条例第19条において準用する条例第10条第1項又は第2項の規定による届出の受理に関する事務<br>ウ 条例第19条において準用する条例第11条の規定による届出の受理に関する事務<br>エ 条例第20条の規定による命令に関する事務<br>オ 条例第21条において準用する条例第14条第1項の規定による命令に関する事務<br>カ 条例第39条の規定による報告の徴収に関する事務(土砂埋立て等(条例第2条第4項に規定する土砂埋立て等をいう。(2)の項タにおいて同じ。)に係るものを除く。キ及びクにおいて同じ。)<br>キ 条例第40条第1項の規定による立入検査、質問及び収去に関する事務<br>ク 条例第41条の規定による公表に関する事務 | 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市 |
| (2) 条例及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>ア 条例第22条第2項の規定による命令に関する事務<br>イ 条例第22条第3項の規定による命令に関する事務<br>ウ 条例第23条の規定による許可に関する事務<br>エ 条例第26条第1項の規定による許可に関する事務<br>オ 条例第26条第3項の規定による届出の受理に関する事務<br>カ 条例第27条の規定による条件の付与に関する事務<br>キ 条例第28条第1項の規定による届出の受理に関する事務<br>ク 条例第31条第2項の規定による届出の受理に関する事務                                                                                                                                                                           | 姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市     |

- |                                                       |  |
|-------------------------------------------------------|--|
| ケ 条例第32条第1項の規定による届出の受理に関する事務                          |  |
| コ 条例第32条第2項の規定による命令に関する事務                             |  |
| サ 条例第33条第2項の規定による届出の受理に関する事務                          |  |
| シ 条例第34条の規定による勧告に関する事務                                |  |
| ス 条例第35条の規定による命令に関する事務                                |  |
| セ 条例第36条第1項の規定による許可の取消し又は命令に関する事務                     |  |
| ソ 条例第37条の規定による命令に関する事務                                |  |
| タ 条例第39条の規定による報告の徴収に関する事務（土砂埋立て等に係るものに限る。チ及びツにおいて同じ。） |  |
| チ 条例第40条第1項の規定による立入検査、質問及びび収去に関する事務                   |  |
| ツ 条例第41条の規定による公表に関する事務                                |  |

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

12 附則第2項から第7項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における知事がする処分その他の行為及び知事に対してされる申請その他の行為についての前項の規定による改正前の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表82の2の部((6)から(11)まで及び(13)から(24)までに係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。



学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第29号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和39年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第1条の3第5項中「100分の5」を「事故発生日（負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日をいう。次項において同じ。）における法定利率」に改め、同条第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改め、同条第7項中「附則第32条第9項」を「附則第32条第11項」に、「第4条第3項第2号ただし書」を「第13条の2第2項第1号ただし書」に改める。

附則第2条第4項中「附則第2条の4第3項本文」を「同条第3項本文」に改め、「支払期月）」と」の右に「、「負傷」とあるのは「死亡」と、「疾病」とあるのは「死亡の原因である疾病」と」を加え、同条第5項中「附則第32条第9項」を「附則第32条第11項」に、「第4条第2項第2号ただし書及び第3項第2号ただし書」を「第13条の2第1項第1号ただし書及び第2項第1号ただし書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例附則第1条の3第5項及び第6項（これらの規定を同条例附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の規定は、令和2年4月1日以後に障害補償年金又は遺族補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用し、同日前に障害補償年金又は遺族補償年金を支給すべき事由が生じた場合については、なお従前の例による。